

一、東の労働協会の設立の目的は、私法上の法人として、
 労働者の利益を保護し、労働協会の機能を發揮し、労働者の福利を
 増進することにある。

二、本協会の目的は、労働協会の設立の目的を達成し、労働者の福利を
 増進することにある。本協会の目的は、労働協会の機能を發揮し、労働者の福利を
 増進することにある。

三、本協会の目的は、労働協会の設立の目的を達成し、労働者の福利を
 増進することにある。

四、本協会の目的は、労働協会の設立の目的を達成し、労働者の福利を
 増進することにある。

五、本協会の目的は、労働協会の設立の目的を達成し、労働者の福利を
 増進することにある。

六、本協会の目的は、労働協会の設立の目的を達成し、労働者の福利を
 増進することにある。